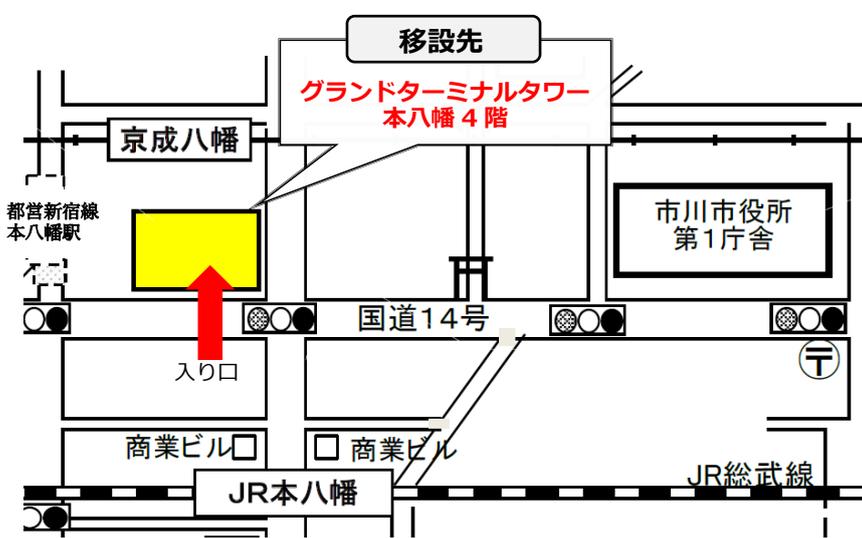


セーフティネット保証及び危機関連保証の認定に関わる臨時窓口 の移設について（ご案内）

新型コロナウイルス感染症の影響により、本年4月20日からセーフティネット保証及び危機関連保証の認定に関わる臨時窓口を「市川市勤労福祉センター（本館）」にて開設していましたが、**令和3年1月4日（月）**より、臨時窓口を下記のとおり移設いたします。

【移設の概要】

移設後 申請場所	市川市八幡3丁目3番2-408号（〒272-0021） グランドターミナルタワー本八幡4階
移設先の 案内図	 <p>The map shows the location of the new temporary window. A red box labeled '移設先' (New Location) is placed on the 4th floor of the Grand Terminal Tower. The map includes labels for '京成八幡' (Keiyo Hachiman Station), '都営新宿線 本八幡駅' (Toei Shinjuku Line Hachiman Station), '市川市役所 第1庁舎' (Matsukawa City Office 1st Building), '国道14号' (National Route 14), 'JR本八幡' (JR Hachiman Station), and 'JR総武線' (JR Sobu Line). A red arrow points to the '入口' (Entrance) of the tower.</p>
受付窓口	平日：午前8時45分～午後5時15分 ※土日・祝日、年末年始の受付はしていません。 ※移設前及び移設後で受付窓口の時間は変わりません。
移設前 申請場所	令和2年12月28日（月）まで 市川市南八幡2丁目20番1号（〒272-0023） 市川市勤労福祉センター（本館）2階 体育室
認定申請の お問い合わせ先	【移設前】 令和2年12月28日（月）まで 047-370-3602（または3603） 【移設後】 令和3年1月4日（月）から 047-712-8779
その他 （駐車場）	移設先に申請者用の駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。